



韓国の雇用許可制について

福島大学・経済経営学類・教授
佐野孝治

はじめに なぜ韓国の雇用許可制を取り上げるのか

1. 日本との共通点

- 少子高齢化による長期的な労働力人口の減少と潜在成長率の低下(図1, 図2参照)
- 3K(韓国3D)業種における深刻な労働力不足
- 外国人比率が少なく「単一民族」的情緒
- 「大陸型」(ヨーロッパ)⇔「島国・半島型」(日本・韓国・台湾)

2. 「日本モデル」から「韓国モデル」へ

- 日本をモデルとした「研修生制度」から, 2004年8月に「雇用許可制」に転換
- 雇用許可制に対する高い国際的評価⇔日本の技能実習制度
- 2010年, ILO, アジアの「先導的移住管理システム」
- 2011年, 「国連公共行政大賞」を受賞

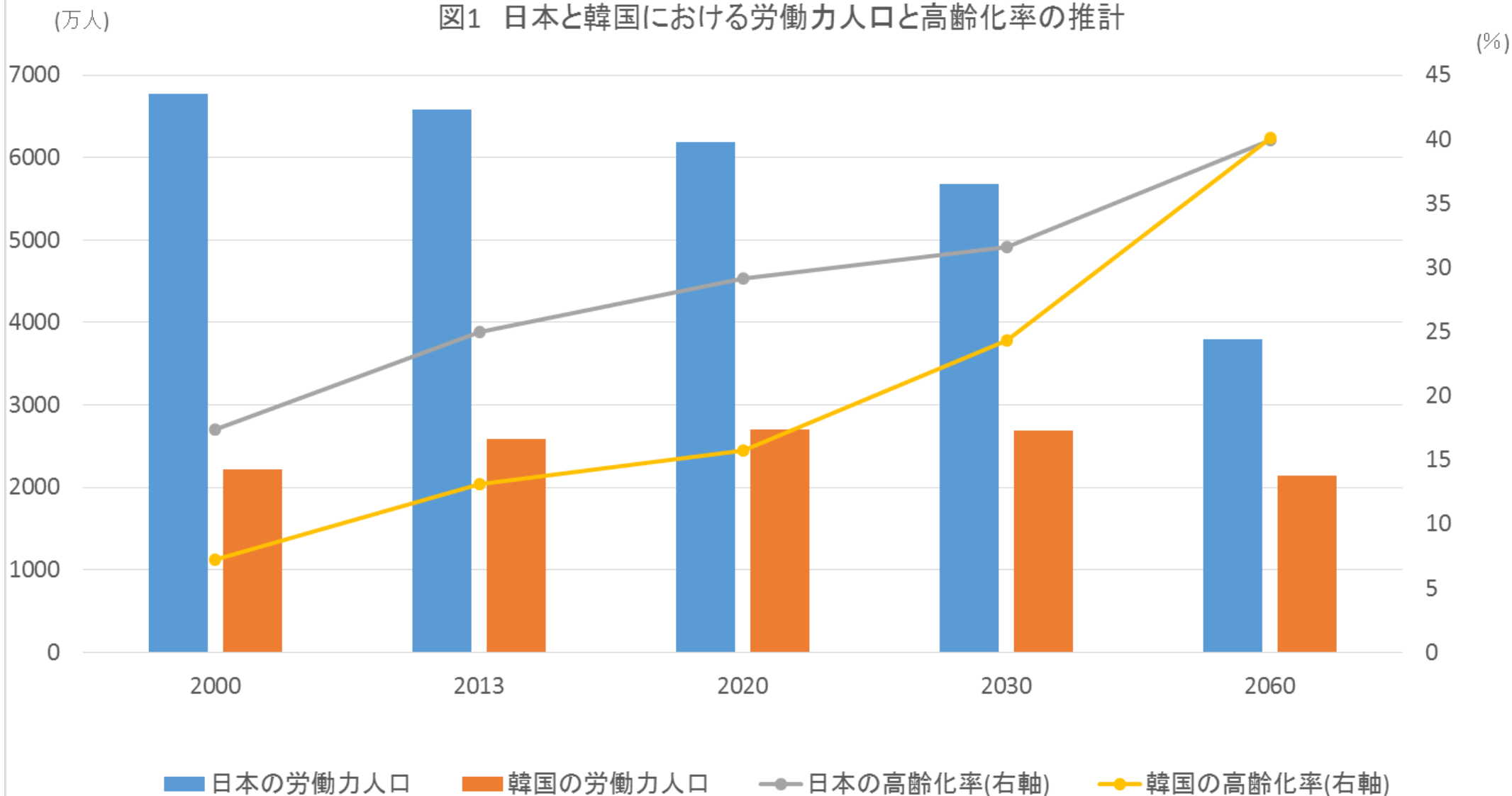
3. 労働許可制に比べ, 制度移行が容易

- ドイツのように事業場移動が自由な「労働許可制」に比べ, 制限付きのローテーションシステムである「雇用許可制」は, 技能実習生制度からの移行が容易。

4. 雇用許可制施行10年目の成果と課題

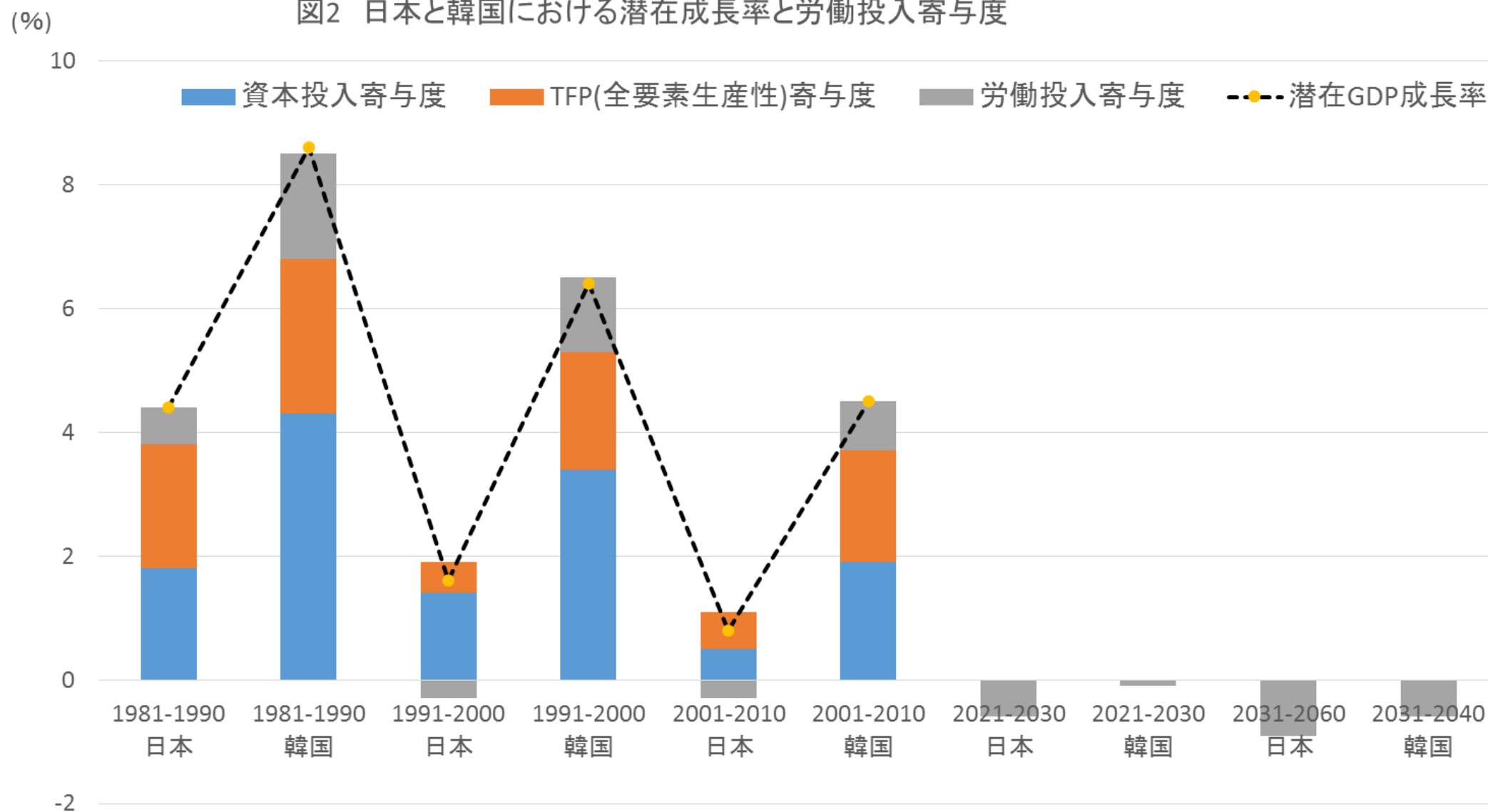
- 外国人労働者の導入が韓国の経済・社会に与えたプラス, マイナス両面の影響が表れてきており, 韓国の経験を日本の外国人労働者政策に活かすことが可能。

図1 日本と韓国における労働力人口と高齢化率の推計



出所:日本は、内閣府[2014]『労働力人口、資本蓄積と今後の経済成長について』、厚生労働省雇用政策研究会[2014]「労働力需給推計」、内閣府[2014]『高齢社会白書』、韓国は、統計庁[2014]『経済活動人口調査』、シンソクハ[2012]「韓国の潜在成長率展望および下落要因分析」韓国開発研究院、統計庁[2013]「高齢者統計」などより作成。

図2 日本と韓国における潜在成長率と労働投入寄与度



注:労働投入寄与度の推計は、現状維持ケース。

出所:内閣府[2014]『労働力人口、資本蓄積と今後の経済成長について』、シンソクハ[2012]「韓国の潜在成長率展望および下落要因分析」韓国開発研究院より作成。

I 外国人労働者受入れ政策・制度の変遷 「日本モデル」から「韓国モデル」へ

日本の研修制度モデル

- ・ 1991年 海外投資企業向け産業技術研修生制度
- 1993年 産業研修生制度(対象を中小企業へ拡大)
- 2000年 研修就業制度

雇用許可制への転換

- ・ 2004年 8月 雇用許可制の施行
 - ①「外国人勤労者雇用等に関する法律」
 - ②「出入国管理法」(非専門就業, 訪問就業)
- 2007年 1月 産業研修制廃止
- 2007年 3月 外国国籍同胞訪問就業制

移民政策・統合政策

- ・ 2007年「外国人処遇基本法」
- ・ 2008年「多文化家族支援法」

Ⅱ 韓国における外国人労働者の現状

1.外国人労働者の急増 1987年6409人⇒2014年4月58万1457人(図3, 表1)

(不法滞在者18.6万人のうち生産活動年齢の者を加えれば, 2013年6月76万人)

(1) 就業者2580万人の2.9%

(2) 専門労働者 1999年1.3万人⇒2014年4.4万人 会話指導, 特定活動(中国3割, 調理師3割)

(3) 単純技能労働者 1999年7.9万人⇒52.2万人 船員就業(E-10:1万2025人)

2.外国人数 1990年4万9507人(人口比0.11%)⇒2014年4月163万7909人(3.1%)

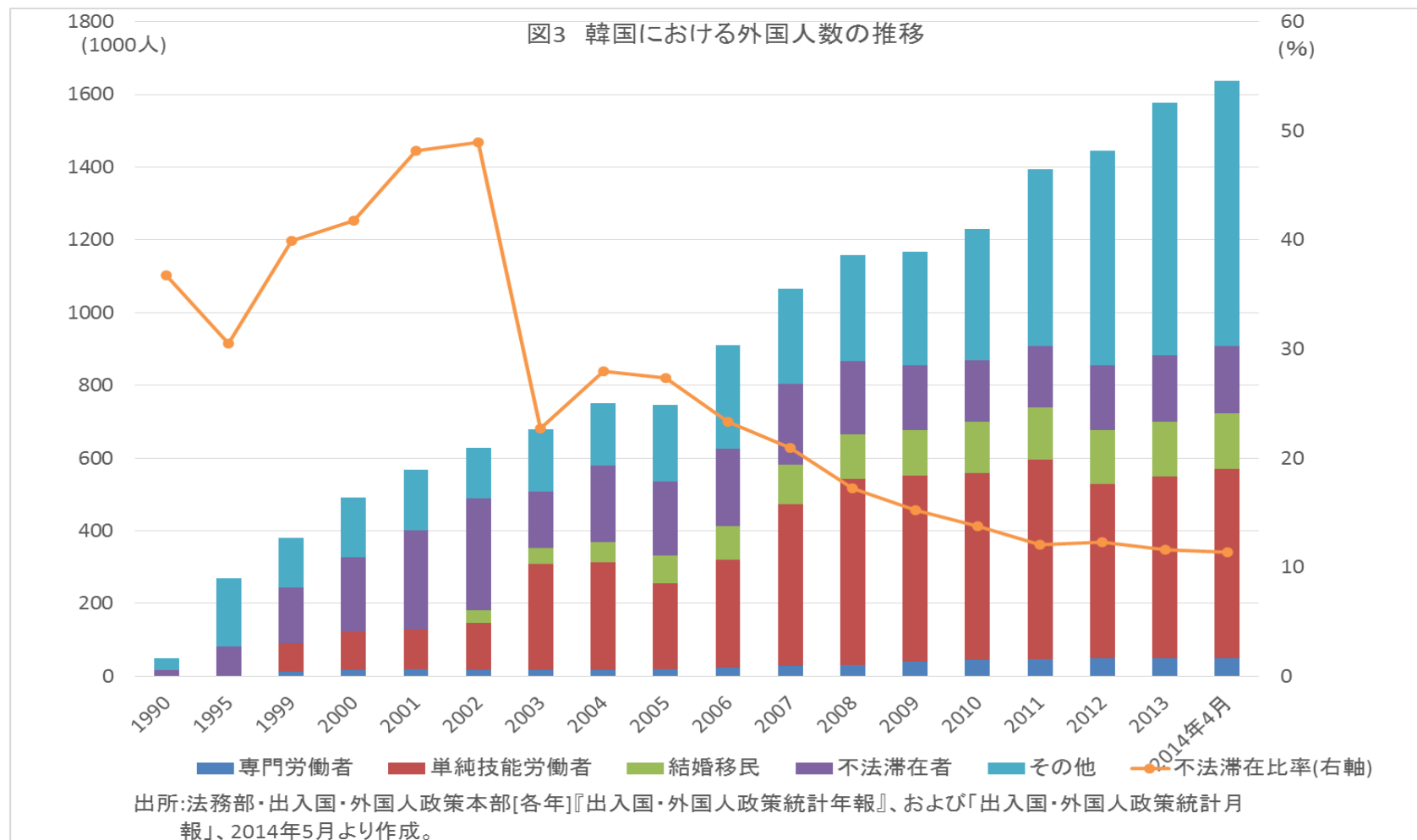


表1 ビザ類型別 外国人労働者数(2014年4月末現在、単位:人、%)

			総滞在者	合法滞在者	不法滞在者	不法滞在率
総滞在外国人総数			1,637,909	1,452,071	185,838	11.3
外国人労働者	専門労働者	教授(E-1)	2,780	2,754	26	0.9
		会話指導(E-2)	18,993	18,902	91	0.5
		研究(E-3)	3,016	3,000	16	0.5
		技術指導(E-4)	198	196	2	1.0
		専門職業(E-5)	663	636	27	4.1
		特定活動(E-7)	18,304	15,005	3,299	18.0
		短期就業 (C-4)	519	362	157	30.3
		小計	44,473	40,855	3,618	8.1
	単純技能労働者	雇用許可制	510,155	450,134	60,021	11.8
		非専門就業(E-9)	252,169	198,801	53,368	21.2
		訪問就業(H-2)	257,986	251,333	6,653	2.6
		船員就業(E-10)	12,025	7,412	4,613	38.4
		小計	522,180	457,549	64,634	12.4
	その他労働者	芸術興行(E-6)	5,244	3,703	1,541	29.4
		産業研修(D-3)	3,488	1,363	2,125	60.9
		企業投資研修(D-8)	6,072	5,499	573	9.4
		小計	14,804	10,565	4,239	28.6
	外国人労働者 合計		581,457	508,969	72,491	12.5
その他		1,056,452	943,105	113,347	10.7	

出所:法務部[2014]『出入国・外国人政策統計月報 2014年4月号』5月、より作成。

3.統計庁「外国人雇用調査」 2013年5月現在 76万人 チョンギソン[2013]『2013年在留外国人実態調査』法務部。

- ①性別:男性66.4%, 女性33.6%
- ②在留資格別: 非専門就業29.7%, 訪問就業24.4%, 在外同胞16.3%,
永住7.7%, 結婚移民7.6%
- ③業種別: 製造業37.7万人(49.6%), 事業・個人・公共サービス13.8万人(18.1%),
卸小売り・飲食・宿泊13.7万人(18%), 建設業6.4万人(8.5%)
- ④国籍別: 韓国系中国人33.1万人(43.6%), ベトナム7.6万人(10%),
中国5.5万人(7.2%), 北米4.7万人(6.1%), インドネシア2.9万人(3.8%)
- ⑤年齢階層別: 20～29歳(29.2%), 30～39歳(28.7%), 40～49歳(22.1%)
- ⑥事業規模別: 10～29人(25.6%), 1～4人(20.6%), 5～9人(19.5%),
300人以上(4%)
- ⑦賃金水準(月額) 平均155万ウォン(約15万円), 製造業178万ウォン, 飲食業
159万ウォン (母国の約4.5倍)
100万～200万ウォン65.7%, 200～300万ウォン21.7%, 300万ウォン以上6.9%
- ⑧労働時間 40～50時間 34.9%, 50～60時間 21.4%, 30～40時間 5.7%
- ⑨送金額 107万ウォン, 生活費36万ウォン

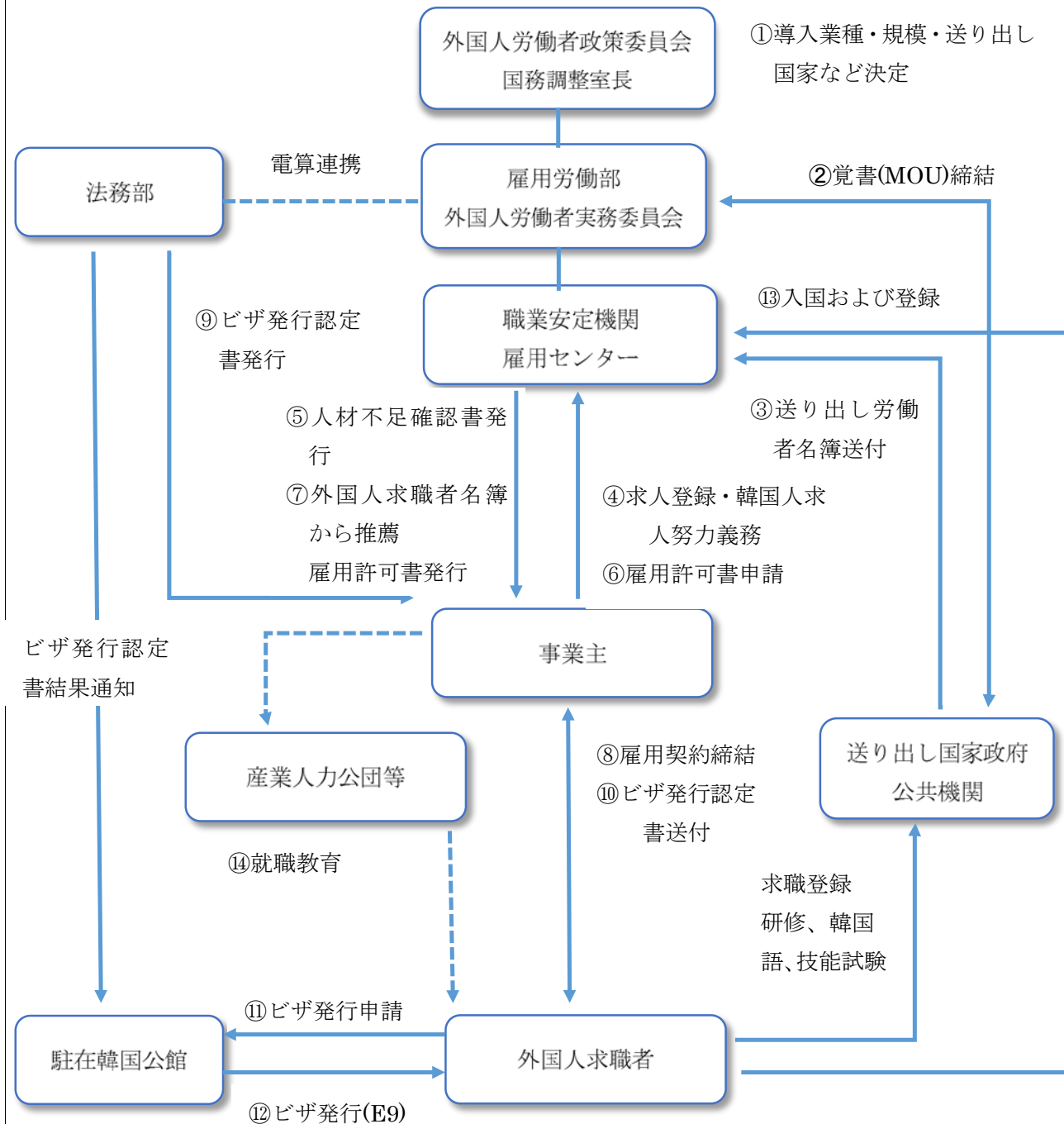
Ⅲ 韓国の雇用許可制の概要

表 2 一般雇用許可制と特例雇用許可制の比較

	一般雇用許可制	特例雇用許可制
対象国	ベトナム(構成比 18%), カンボジア(12.1%), インドネシア(12%), など 15 ヶ国との間で二国間了解覚書(MOU)を締結	中国、CIS 諸国(旧ソ連地域)など 11 ヶ国
対象者	韓国語試験、技能試験、健康診断などの手続きを経て求職登録した者	①国内に縁故のない韓国系外国人 ②国内に縁故のある韓国系外国人(25 歳以上)
ビザ	非専門就業 E-9	訪問就業 H-2 (5 年間有効のマルチビザ)
許可業種	中小製造業(300 人未満または資本金 80 億ウォン以下, 76.8%), 農畜産業(8.4%), 建設業(4.7%), 漁業(2.9%)、サービス業(リサイクル、冷凍倉庫など)など 5 業種が対象。	一般雇用許可制での許可業種にサービス業種(飲食、宿泊、介護、家事等)を加えた 38 細部業種。
導入規模	外国人労働者政策委員会が毎年導入規模(クォータ)を業種ごとに決定。(2014 年 5.3 万人)	総在留規模で管理(2014 年 30.3 万人)業種別管理はしない。
滞在者数	25 万 2169 人(2014 年 4 月現在)	25 万 7986 人(2014 年 4 月現在)
就労期間	3 年(事業主の申し出で再雇用可能延長 1 年 10 ヶ月)	3 年(事業主の申し出で再雇用可能延長 1 年 10 ヶ月)
再入国就職	一時帰国(6 ヶ月)後再入国就職可能 「誠実外国人勤労者再入国制度」 一時帰国期間(6 ヶ月→3 ヶ月), 韓国語試験・研修免除, 出国直前の事業場で就労可	再入国期間制限なし。
事業場移動	原則 3 回(再雇用期間中 2 回)	事業場移動制限なし

出所: 雇用労働部等各種資料より作成。

図4 韓国の一般雇用許可制の手続き



出所:雇用労働部(www.moel.go.kr)より作成。

表3 一般雇用許可制の業種別外国人労働者導入計画及び現況(単位:人)

	製造業	建設業	サービス業	農畜産業	漁業	導入計画	現況	導入計画 合計
2004	17,000	6,000	0	1,000	0	24,000	3,167	40,000
2005	12,000	1,000	300	1,000	0	14,300	31,659	18,000
2006	30,600	100	250	1,500	2,300	34,750	28,976	72,800
2007	42,100	4,400	200	1,900	1,000	49,600	33,687	109,600
2008	60,800	6,000	400	4,000	800	72,000	75,024	132,000
2009	13,000	2,000	100	1,000	900	17,000	63,323	34,000
2010	28,100	1,600	100	3,100	1,000	34,000	40,457	34,000
2011	40,000	1,600	150	4,500	1,750	48,000	49,210	48,000
2012	49,000	1,600	150	4,500	1,750	57,000	51,730	57,000
(内、再入国就業者)	9,900	300	20	650	130	11,000		
2013	52,000	1,600	100	6,000	2,300	62,000	54,051	62,000
(内、再入国就業者)	9,400	40	10	400	150	10,000		
2014	42,250	2,350	100	6,000	2,300	53,000		53,000
(内、再入国就業者)	5,300	30	10	150	110	5,600		

出所:雇用労働部・雇用許可システム(EPS)(<https://www.eps.go.kr/>)より作成。

表4 外国人労働者の雇用許可人数(2014年)

1.製造業		
韓国人雇用保険被保険者数	外国人雇用許可人数	新規外国人雇用許可人数
1～10人	5人以下	3人以下
11～50人	10人以下	
51～100人	15人以下	4人以下
101～150人	20人以下	
151～200人	25人以下	5人以下
201～300人	30人以下	
301人以上	40人以下	
2.サービス業		
韓国人雇用保険被保険者数	外国人雇用許可人数	新規外国人雇用許可人数
1～5人	2人以下	2人以下
6～10人	3人以下	
11～15人	5人以下	
16～20人	7人以下	3人以下
21人以上	10人以下	
3.建設業		
年平均工事金額	外国人雇用許可人数	新規外国人雇用許可人数
15億ウォン未満	5人	3人
15億ウォン未満	工事金額×0.4	工事金額×0.3(最大30人)

出所:雇用労働部・雇用許可システム(EPS)(<https://www.eps.go.kr/>)より作成。

表5 一般雇用許可制の国別現況(単位:人、%)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計	構成比
ベトナム	704	8,619	5,712	11,507	19,707	13,497	9,328	12,574	6,853	88,501	23.5
フィリピン	832	5,308	8,434	5,928	6,289	9,282	3,165	3,131	2,844	45,213	12.0
タイ	558	5,964	6,746	5,798	9,287	9,957	2,977	4,078	5,031	50,396	13.4
モンゴル	500	4,433	4,703	2,642	4,775	4,032	2,157	1,075	2,528	26,845	7.1
インドネシア	359	4,361	1,215	4,343	12,304	4,981	4,383	6,322	6,110	44,378	11.8
スリランカ	214	2,974	2,166	2,194	7,163	4,244	4,498	5,340	4,069	32,862	8.7
中国	0	0	0	403	1,833	4,281	708	755	139	8,119	2.2
ウズベキスタン	0	0	0	275	4,492	2,779	4,045	2,700	3,973	18,264	4.8
パキスタン	0	0	0	365	2,355	1,628	1,014	441	679	6,482	1.7
カンボジア	0	0	0	198	2,793	2,524	2,297	4,959	8,047	20,818	5.5
ネパール	0	0	0	34	2,014	2,445	2,264	3,713	5,876	16,346	4.3
ミャンマー	0	0	0	0	67	2,037	218	1,956	3,557	7,835	2.1
キルギスタン	0	0	0	0	451	181	313	300	240	1,485	0.4
バングラデシュ	0	0	0	0	1,494	1,361	2,750	1,681	1,299	8,585	2.3
東ティモール	0	0	0	0	0	94	340	185	485	1,104	0.3
合計	3,167	31,659	28,976	33,687	75,024	63,323	40,457	49,210	51,730	377,233	100.0

出所:雇用労働部・雇用許可システム(EPS)(<https://www.eps.go.kr/>)より作成。

図5 韓国の特例雇用許可制の手続き

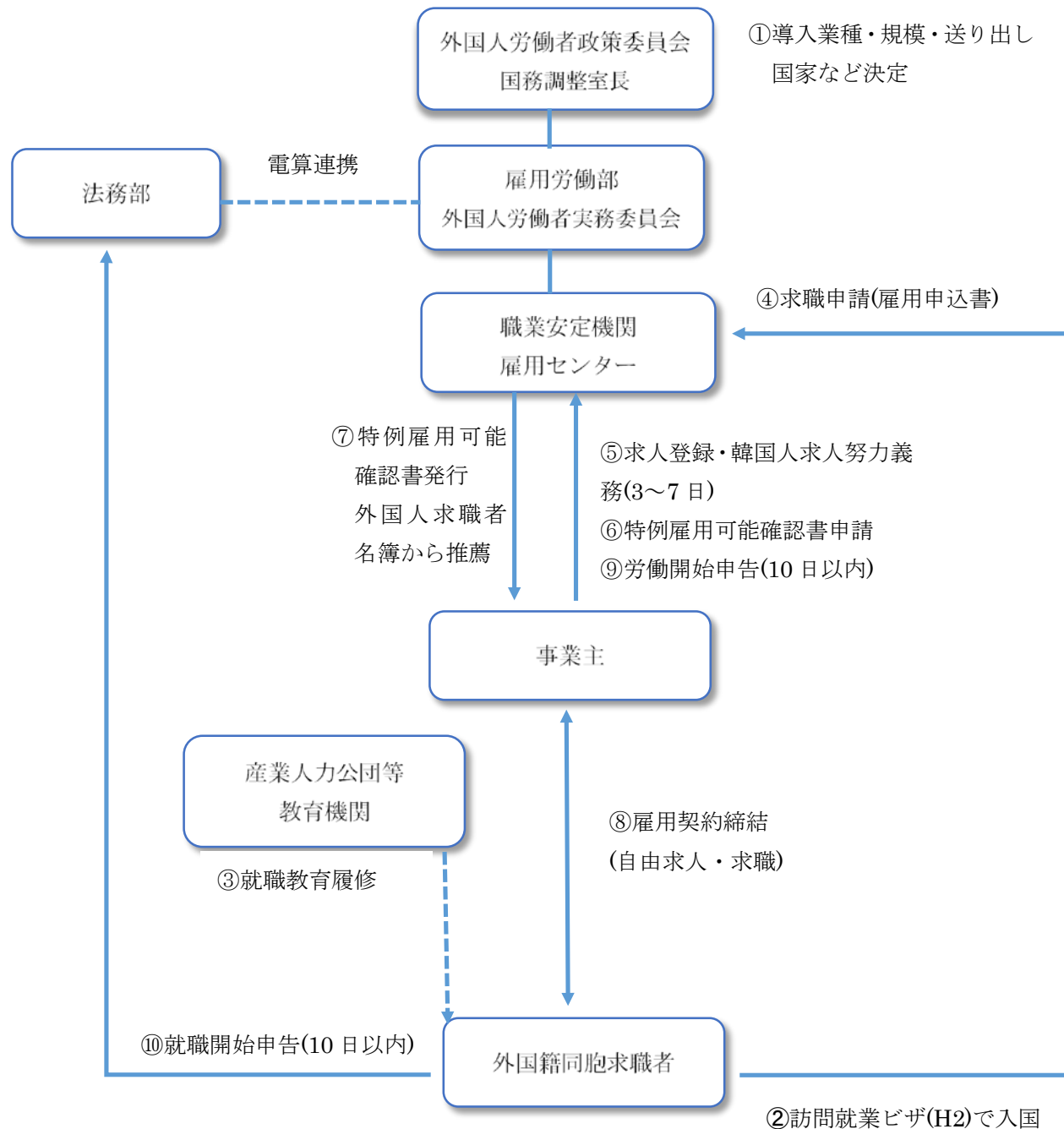


表6 特例雇用許可制の外国人労働者導入計画及び現況(単位:人)

	製造業	建設業	サービス業	農畜産業	漁業	小計
2004	0	12,000	4,000	0	0	16,000
2005	0	2,000	1,700	0	0	3,700
2006	13,100	5,600	18,650	500	200	38,050
2007	27,200	10,500	20,400	1,700	200	60,000
2008	16,000	12,000	30,600	1,000	200	60,000
2009	10,000	0	5,900	1,000	100	17,000

注:2010年より、特例雇用許可制は、年間クォータから、総量規制に変更。

出所:雇用労働部・雇用許可システム(EPS)(<https://www.eps.go.kr/>)より作成。

IV 雇用許可制の基本原則と特徴

1.労働市場補完性(韓国人優先雇用)の原則

- 労働市場テスト, クォータ, 雇用率により調整

2.均等待遇(差別禁止)の原則

- 労働三権, 最低賃金, 保険適用

3.短期ローテーション(定住化防止)の原則

- 雇用期間の制限(3年+1年10ヵ月)

4.外国人労働者受け入れプロセスの透明化の原則

- 二国間協定の締結, 政府機関による運営

1.労働市場補完性(韓国人優先雇用)の原則

(1)労働市場テスト(韓国人求人努力, 7~14日)を行い, 国内で労働者を雇用できない韓国企業に対して許可。

(2)外国人労働者政策委員会による業種別のクォータ管理

①労働市場需給調査, 景気動向, 不法滞在外国人数などにより

毎年3月末までに決定,

・景気のバッファ機能

(例:2008年リーマンショック時 2008年の13.2万人⇒2009年3.4万人)

②先着順受付方式⇒改善点数配分制(2013年～)

加点点目(4個)

①外国人雇用枠より少なく雇用。②再雇用期間満了者が多い。③新規雇用申請が少ない。韓国人求人努力期間中, 雇用センターの斡旋した労働者を多数雇用。

減点項目(2個)

①事業場の指導点検の結果, 指摘件数が多い。

②専用保険未加入の外国人労働者が多い。

(3) 零細企業の方が高い外国人労働者雇用率

- ①製造業 従業員10人に対して外国人5人(50%), 従業員50人に対して外国人10人(20%), 従業員300人に対して外国人30人(10%)
- ②人材不足率が高い地方製造業に対し雇用限度を20%上方修正(2013年～)

(4) 事業場変更を原則3回(再雇用期間中2回)に制限(雇用センター経由)

事業場変更回数 平均0.9回(訪問就業1.3回)

(5) 評価

- ①外国人労働者の増加により, 失業率は変化なし。
2003年3.6%→2014年5月3.6%(95.1万人)
- ②一般雇用許可制では補完的役割,
韓国人が忌避する事業所のため競合は少ない。
- ③特例雇用許可制: 韓国系外国人は事業所変更が自由なため,
建設業, サービス業において韓国人労働者との競合が一定程度みられる。
特に近年の, 格差拡大, 二極化のもとで, 低所得者層との競合がみられる。
賃金水準が低下するケースもある。
- ④事業場変更制限 均等待遇と労働市場補完性の原則のジレンマ
裁判の係争中

2.均等待遇(差別禁止)の原則

- (1)労働三権, 最低賃金など韓国人と同じ労働関連法を適用
- (2)義務加入:健康保険(97.8%), 労働災害補償保険(95.6%), 雇用保険(任意加入), 国民年金(相互主義)
- (3)官民一体型の外国人労働者支援システム
外国人労働者支援センター(34ヶ所), 国家別コミュニティ支援, 訪問通訳相談システムなど
- (4)評価
 - ①賃金不払い(2001年36.8%⇒2013年 3.4%, 未払い額235万ウォン)
パスポート取り上げ, 暴力などは減少
 - ②韓国人との賃金格差(86.7%), 労働条件の格差は残っている。
外国人労働者の生産性は韓国人の85.4%(中国同胞89.4%,インドネシア87.5%)
 - ③差別経験は減少しているが, 高水準。2010年46%→2013年35%,
特に建設, 飲食業は差別経験が多い。
 - ④雇用契約違反など使用者の不当行為 2010年30%→2013年10%
 - ⑤外国人の生活・職場満足度7点満点中 4.76点
 - ⑥イメージの向上61%, 母国を除いて親しみを感じる国1位33.8%
 - ⑦韓国文化・韓国製品の市場拡大
「帰国後韓流を薦める」75.5%, 「韓国製品を購入する」87%

3.短期ローテーション(定住化防止)の原則

- (1) 訓練・採用コストの節約, 不法労働者化の抑制⇒滞在期間の長期化傾向
2004年 滞在期限3年間, 一時帰国6ヶ月後再入国可能 ローテーション
2009年 3年間+使用者の申し出がある場合, 出国せず1年10ヶ月延長
2012年 雇用期間は4年10ヶ月⇒一時帰国(3ヶ月)後再入国可能⇒4年10ヶ月
(1回のみ, 最大10年弱)
- (2) 単純技能労働者から専門労働者への転換機会の付与
熟練技能外国人労働者対象に, 在留資格の変更, 永住権付与
非専門就業(E-9), 船員就業(E-10), 訪問就業(H2)⇒特定活動(E-9), 居住(F-2)

条件 ①過去10年以内に単純技能労働者として4年以上合法的に就労
②35歳未満
③2年生大学卒業以上
④技能士以上の資格保有または最近1年間の賃金が同一職種の平均賃金以上。
⑤韓国語能力試験3級以上。

(3)不法滞在者の動向

①2002年不法滞在30.8万人

(不法滞在率49%, 産業研修生63.8%)⇒2014年18.5万人(同11.3%)

②一般雇用許可制(E-9)の不法化率は雇用期間終了に伴い増加傾向

2009年1.2万人(6.9%)⇒2014年5.3万人(21.2%)

[短期訪問4.5万人(30.6%), ビザ免除2.4万人(43.5%)]

⇔対策 ①自発的帰還プログラム(ハッピーリターンプログラム)の整備

②出入国管理法一部改正案(2013年12月)

外国人登録証不正使用者などに対する制裁(偽・変造文書など虚偽書類を提出したり不正な方法で申請した者に3年以下懲役または, 2000万ウォン以下の罰金)
不法滞留外国人調査のための法的根拠を用意

(4)定住化, 不法滞在化による社会的コスト増大の可能性

4.外国人労働者受け入れプロセスの透明化の原則

(1)公共機関主導型システム

二国間協定(MOU)を締結し、雇用労働部が主管して、韓国産業人力公団が選抜、導入、管理、帰国支援までの全プロセスに関与。悪質民間ブローカーを排除

(2)送り出しプロセスのモニタリングとペナルティ措置

不正発覚の場合:クォータ停止・縮小, 送出し機関の変更などペナルティ措置
例:インドネシアで不正⇒送り出し停止(2005年6月～2006年4月)

(3)評価

①送り出し費用の低下, 2001年3509ドル⇒2011年927ドル

⇔2013年 平均274万ウォン, ベトナム466万ウォン, フィリピン149万ウォン

中国系韓国人192万ウォン (非公式な支払い12%, 民間ブローカー10%)

②透明性の向上, 送り出しプロセスが公正という評価66%(不公正9%)

③高い国際的評価

2010年, ILO, アジアの「先導的移住管理システム」,

2011年, 「国連公共行政大賞」を受賞

④行政コスト(導入, 訓練, 管理, 帰国支援)の問題, 受益と負担の不一致

⇔「雇用負担金制度」の検討

(ソルドンフン他[2011]『外国人雇用負担金制設置案』雇用労働部)

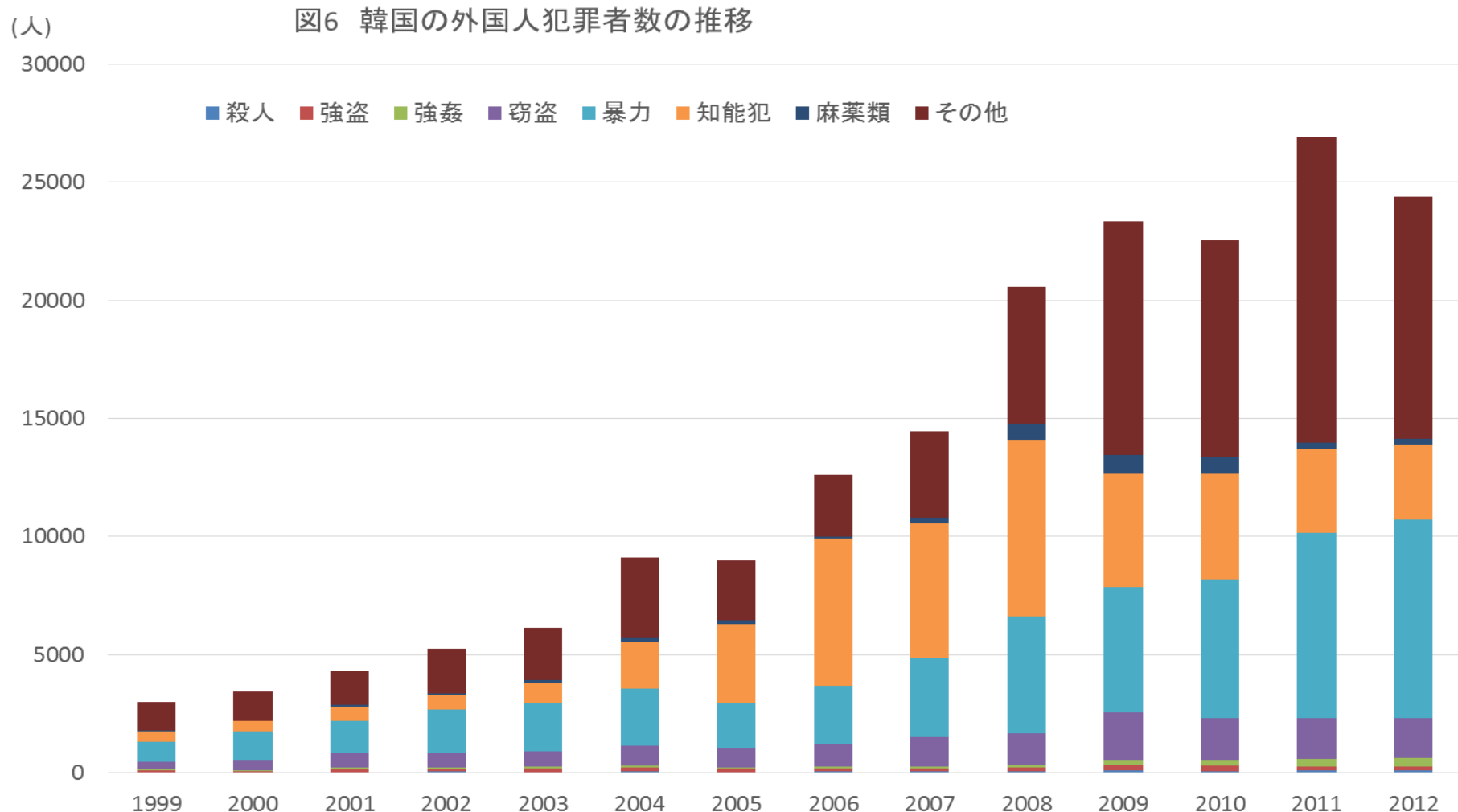
V 韓国の外国人労働者政策の課題

1.外国人による犯罪の増加

①1999年 3012人(外国人10万人当たり208人)

⇒2012年2万4379人(10万人当たり1687人)

韓国全体の平均(2013年10万人当たり4673人)よりは低い。再犯11.7%(増加傾向)



出所:最高検察庁(検察統計システム)より作成。

②犯罪類型の多様化, 組織化, 凶悪化

暴力35%, 知能犯(不法滞在, 偽装結婚, 文書偽造など13%), 窃盗7%,
殺人・強盗の発生率は高く, 増加傾向にある。

殺人87人(10万人当たり6人)>韓国2.9人>日本0.5人

③国籍別(2011年) 中国58.2%, ベトナム9.1%, 米国(軍人含む)6.6%, モンゴル
5.6%, タイ3.5%

ただし, 登録外国人10万人当たりでみると, モンゴル7064人, 米国6756人, カナ
ダ4124人の順。中国(2921人), ベトナム(2205人)はほぼ平均値, インドネシア
(578人)は低い。

④不法滞在者による犯罪は相対的に少なく, むしろ恐喝・性暴行の被害者になる
ケースが多い。

2007年⇒2011年 不法滞在率21.0%→12.0%, 不法滞在者による犯罪構成比
13.5%→5.7%

⑤外国人集住地域の犯罪, スラム化に対する懸念

・韓国人による犯罪(10万人当たり, 2011人)

全国平均(3692人)<九老区(4176人), 安山市(4216人), 永登浦区(4950人)

・外国人による犯罪(10万人当たり)

永登浦区(1728人), 安山市(2068人) < 全国平均(2429人) < 九老区(3256人)

表7 国籍別外国人の検挙者数(2007年、2011年)

	2007年			2011年		
	検挙者数	構成比	登録外国人10万人当たりの犯罪	検挙者数	構成比	登録外国人10万人当たりの犯罪
中国	8421	58.0	1998	15677	58.2	2921
ベトナム	571	3.9	850	2438	9.1	2205
米国	836	5.8	3134	1788	6.6	6756
モンゴル	925	6.4	4518	1503	5.6	7064
タイ	470	3.2	1481	944	3.5	3634
ウズベキスタン	207	1.4	1896	728	2.7	2986
フィリピン	258	1.8	601	535	2.0	1394
台湾	737	5.1	3343	504	1.9	2357
カナダ	167	1.1	2254	271	1.0	4124
パキスタン	180	1.2	2237	246	0.9	2995
ロシア	199	1.4	4250	227	0.8	3785
インドネシア	93	0.6	392	171	0.6	578
日本	140	1.0	775	130	0.5	615
バングラディシュ	398	2.7	5089	124	0.5	1174
その他	922	6.3	1930	1629	6.1	2460
計	14524	100.0	1897	26915	100.0	2763

注:米国は米軍や家族をその家族を含む。

出所:チェヨンシン、カンソクジン[2012]『外国人密集地域の犯罪と治安実態研究』韓国刑事政策研究院、78、80ページより作成。

2. 韓国の産業構造の高度化を阻害する可能性

(1) 外国人雇用企業の外国人依存度の上昇

- ① 全体平均 2005年 5.1%→2011年20%,
- ② 業種別: 製造業4.4%→17.8%, 建設業0.9→55.6%, 農畜産業9.4→72.7%, サービス業13.2%→24%, 漁業1.3%→83.3%
- ③ 企業規模別: 5人未満17.5%→41.8%, 5～9人11%→27.8%
(ソルドンフン他[2011]『外国人雇用負担金制設置案』雇用労働部)

(2) 外国人労働者雇用の理由

低賃金利用(5点満点中, 製造業3.27点, 建設業3.3点, 農畜産業3.33点, 漁業3.55点, 飲食業1.84点)

(イギュヨン[2011]『外国人材労働市場の分析』韓国労働研究所)

(3) 低賃金外国人労働者利用による競争力のない零細企業・業種の延命

⇒長期的には産業構造の高度化と国際競争力に対する阻害要因

3. 特例雇用許可制(訪問就業制)の改善の必要性

- (1) 同胞政策と労働市場政策が混在し、政策の方向性が定まっていない。
- (2) 事業場移動が自由であり、一種の「労働許可制」のため、実態の把握が困難、自己申告率は3割程度、コントロールが困難
- (3) 飲食店などで働く韓国系中国人の労働環境の改善の必要性。
- (4) 韓国人労働者との競合可能性がある。

4. コントロール型、マネジメント型の外国人労働者政策から、インテグレート型の外国人労働者政策へ

- (1) 長期的な労働力不足には「雇用許可制」のみでは対応困難
三星経済研究所の試算:2050年までに1159万人の外国人受け入れが必要
- (2) 李明博政権期は、結婚移民に関心と予算が集中し、外国人労働者政策は相対的に軽視されていた印象。
- (3) 外国人労働者、結婚移民、留学生などを含めた総合的な統合政策が必要